

地方独立行政法人北海道立総合研究機構諸料金規程

平成22年4月1日規程第50号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）の事業の遂行に伴い、徴収すべき料金等について定め、業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 道総研の徴収すべき料金に関しては、知事の認可する料金上限の範囲内でこの規程の定めるところによる。

(料金)

第3条 前条の料金の額は、次のとおりとする。

- (1) 試験機器等設備使用料は別表1のとおり
- (2) 依頼試験等手数料は別表2のとおり
- (3) 建築性能評価手数料は別表3のとおり
- (4) 構造計算適合性判定手数料は別表4のとおり
- (5) 指導手数料は別表5のとおり
- (6) 固定資産の使用料は別表6のとおり
- (7) 北海道総合研究プラザセミナー室の使用料は別表7のとおり

2 前項(1)及び(2)にかかわらず、道内に住所を有しない者（法人又は団体にあつては、事務所又は事業所を有しないもの）が試験機器等の設備を使用する場合並びに試験、分析、測定等及び成績書の謄本の交付を依頼する場合にあつては、(1)に定める使用料又は(2)に定める手数料の2倍の料金とする。

(納入期限)

第4条 前条第1項(1)、(2)、(3)、(5)及び(7)で定める料金については、前納を原則とする。ただし、経理責任者が適当と認めるときは、債務の履行請求の日から20日以内において適宜の納入期限を定め、速やかに納めさせるものとする。

2 前条第1項(4)で定める料金については、別に定めるところによる。

3 前条第1項(6)で定める料金については、理事長の指定する期日までに納めさせなければならない。

(減免及び分納)

第5条 理事長は、特に必要があると認めるときは、使用料及び手数料を減免することができる。

2 理事長は、特に必要があると認めるときは、使用料及び手数料を分納させることができる

3 使用料又は手数料の額が、1回の請求につき100円未満となるときは、その支払いを免除することができる。

4 減免及び分納の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年8月1日規程第79号）

この規程は、平成22年8月1日から施行する。ただし、「別表1 試験機器等設備使用料 2 林産試験場」に加える改正のすべて及び「別表1 試験機器等設備使用料 4 食品加工研究 センター」に加える改正のうち表内「1 試験、測定及び検査機器 (61)味認識システム」として加える改正は、財団法人北海道科学技術総合振興センターより、改正により加える機器の所有権移転が行われた日から施行する。

附 則（平成22年10月1日規程第82号）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成２２年１２月１０日規程第８４号）

この規程は、平成２２年１２月１０日から施行する。ただし、「別表１ 試験機器等設備使用料 ４ 工業試験場」に加える改正のうち表内「（６）北海道地域産学官共同研究拠点整備事業に係る機器」として加える改正及び「別表１ 試験機器等設備使用料 ５ 食品加工研究センター」に加える改正のうち表内「４ 北海道地域産学官共同研究拠点整備事業に係る機器」として加える改正は、北海道産学官共同研究拠点整備事業に関する協定書第６条第２項の規定に基づき、独立行政法人科学技術振興機構より本設備の貸与があった日から施行する。

附 則（平成２３年１月１日規程第１号）

- １ この規程は、平成２３年１月１日から施行する。
- ２ この規程の施行の日前に申込みがされている試験に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成２３年４月１日規程第１６号）

- １ この規程は、平成２３年４月１日から施行する。
- ２ この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成２４年１月１日規程第１号）

- １ この規程は、平成２４年１月１日から施行する。
- ２ この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成２４年４月１日規程第１５号）

- １ この規程は、平成２４年４月１日から施行する。
- ２ この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成２５年１月１日規程第１号）

- １ この規程は、平成２５年１月１日から施行する。
- ２ この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成２５年３月５日規程第２号）

- １ この規程は、平成２５年３月５日から施行する。
- ２ この規程の施行の日前に申込みがされている構造計算適合性判定に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成２５年４月１日規程第４号）

- １ この規程は、平成２５年４月１日から施行する。
- ２ この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成２５年６月３日規程第１０号）

- １ この規程は、平成２５年６月３日から施行する。
- ２ この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成２５年１０月１日規程第２７号）

- １ この規程は、平成２５年１０月１日から施行する。
- ２ この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成２６年１月６日規程第１号）

- 1 この規程は、平成２６年１月６日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成２６年１月２９日規程第３号）

この一部を改正する規程は、平成２６年２月５日以降に申込みがあったものから適用する。

附 則（平成２６年４月１日規程第８号）

- 1 この規程は、平成２６年４月１日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料、依頼試験等に係る手数料及び指導に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成２６年６月９日規程第２４号）

- 1 この規程は、平成２６年６月９日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成２７年１月５日規程第１号）

- 1 この規程は、平成２７年１月５日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成２７年４月１日規程第８号）

- 1 この規程は、平成２７年４月１日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成２７年５月１日規程第１１号）

- 1 この規程は、平成２７年５月１日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成２７年６月１日規程第１７号）

- 1 この規程は、平成２７年６月１日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に、建築基準法の一部を改正する法律（平成２６年法律第５４号）による改正前の建築基準法（以下「旧法」という。）第６条第１項若しくは第６条の２第１項の規定による確認の申請または旧法第１８条第２項の規定による通知がされている建築物については、なお従前の例による。

附 則（平成２７年１０月１日規程第２４号）

- 1 この規程は、平成２７年１０月１日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている依頼試験等に係る手数料及び指導に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成２８年４月１日規程第９号）

- 1 この規程は、平成２８年４月１日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料、依頼試験等に係る手数料、構造計算適合性判定に係る手数料、指導に係る手数料及び北海道総合研究プラザセミナー室に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成２８年６月１４日規程第１９号）

- 1 この規程は、平成２８年６月１４日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成２８年１０月３日規程第２６号）

- 1 この規程は、平成２８年１０月３日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成２８年１０月１１日規程第２７号）

- 1 この規程は、平成２８年１０月１１日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成２９年１月４日規程第２８号）

- 1 この規程は、平成２９年１月４日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成２９年４月１日規程第１１号）

- 1 この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている依頼試験等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成２９年１１月１日規程第２２号）

- 1 この規程は、平成２９年１１月１日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成３０年１月１２日規程第２７号）

- 1 この規程は、平成３０年１月１２日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成３０年３月２０日規程第２９号）

- 1 この規程は、平成３０年４月１日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成３０年４月２７日規程第１３号）

- 1 この規程は、平成３０年４月２７日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成３０年６月２９日規程第２７号）

- 1 この規程は、平成３０年７月１日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年9月26日規程第28号）

- 1 この規程は、平成30年9月26日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月26日規程第3号）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料及び依頼試験等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年（2019年）9月30日規程第27号）

- 1 この規程は、令和元年（2019年）10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料、依頼試験等に係る手数料、構造計算適合性判定に係る手数料、指導に係る手数料及び北海道総合研究プラザセミナー室に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和2年（2020年）3月31日規程第4号）

- 1 この規程は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料、依頼試験等に係る手数料、構造計算適合性判定に係る手数料、指導に係る手数料及び北海道総合研究プラザセミナー室に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日規程第2号）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料、依頼試験等に係る手数料、構造計算適合性判定に係る手数料、指導に係る手数料及び北海道総合研究プラザセミナー室に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和3年5月6日規程第48号）

- 1 この規程は、令和3年5月6日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料、依頼試験等に係る手数料、構造計算適合性判定に係る手数料、指導に係る手数料及び北海道総合研究プラザセミナー室に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和3年8月5日規程第49号）

- 1 この規程は、令和3年8月5日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料、依頼試験等に係る手数料、構造計算適合性判定に係る手数料、指導に係る手数料及び北海道総合研究プラザセミナー室に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和3年8月23日規程第50号）

- 1 この規程は、令和3年8月23日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料、依頼試験等に係る手数料、構造計算適合性判定に係る手数料、指導に係る手数料及び北海道総合研究プラザセミナー室に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月25日規程第66号）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料、依頼試験等に係る手数料、構造計算適合性判定に係る手数料、指導に係る手数料及び北海道総合研究プラザセミナー室に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和5年(2023年)3月13日規程第35号）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料、依頼試験等に係る手数料、構造計算適合性判定に係る手数料、指導に係る手数料及び北海道総合研究プラザセミナー室に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和5年(2023年)3月30日規程第36号）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料、依頼試験等に係る手数料、構造計算適合性判定に係る手数料、指導に係る手数料及び北海道総合研究プラザセミナー室に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和5年(2023年)6月1日規程第20号）

- 1 この規程は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料、依頼試験等に係る手数料、構造計算適合性判定に係る手数料、指導に係る手数料及び北海道総合研究プラザセミナー室に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和5年(2023年)11月6日規程第37号）

- 1 この規程は、令和5年11月6日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料、依頼試験等に係る手数料、構造計算適合性判定に係る手数料、指導に係る手数料及び北海道総合研究プラザセミナー室に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和5年(2023年)11月14日規程第38号）

- 1 この規程は、令和5年11月14日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料、依頼試験等に係る手数料、構造計算適合性判定に係る手数料、指導に係る手数料及び北海道総合研究プラザセミナー室に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和5年(2023年)12月15日規程第39号）

- 1 この規程は、令和5年12月15日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料、依頼試験等に係る手数料、構造計算適合性判定に係る手数料、指導に係る手数料及び北海道総合研究プラザセミナー室に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和6年(2024年)3月26日規程第13号）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料、依頼試験等に係る手数料、構造計算適合性判定に係る手数料、指導に係る手数料及び北海道総合研究プラザセミナー室に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和6年(2024年)6月25日規程第40号）

- 1 この規程は、令和6年6月25日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料、依頼試験等に係る手数料、構造計算適合性判定に係る手数料、指導に係る手数料及び北海道総合研究プラザセミナー室に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年(2024 年) 9 月 26 日規程第 4 2 号）

- 1 この規程は、令和 6 年 9 月 26 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料、依頼試験等に係る手数料、構造計算適合性判定に係る手数料、指導に係る手数料及び北海道総合研究プラザセミナー室に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年(2024 年) 12 月 16 日規程第 4 3 号）

- 1 この規程は、令和 6 年 12 月 16 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料、依頼試験等に係る手数料、構造計算適合性判定に係る手数料、指導に係る手数料及び北海道総合研究プラザセミナー室に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年(2025 年) 1 月 22 日規程第 1 号）

- 1 この規程は、令和 7 年 1 月 22 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料、依頼試験等に係る手数料、構造計算適合性判定に係る手数料、指導に係る手数料及び北海道総合研究プラザセミナー室に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年(2025 年) 3 月 24 日規程第 4 号）

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に申込みがされている試験機器等設備に係る使用料、依頼試験等に係る手数料、構造計算適合性判定に係る手数料、指導に係る手数料及び北海道総合研究プラザセミナー室に係る使用料の額については、なお従前の例による。